

令和3年度尼崎市交通安全運動方針

1 趣 旨

この運動は、尊い人命を交通事故から守るため、広く市民一人ひとりに交通安全思想及び交通モラルの高揚を図るとともに、思いやりのある交通行動の実践を習慣付け、市民の参画と協働のもとに交通事故のない「元気で安全・安心な尼崎」をつくることを目的とする。

2 期 間

令和3年4月1日から令和4年3月31日までの1年間

3 スローガン

やさしさと 笑顔で走る 兵庫の道

4 運動重点

- 1 子ども・高齢者 しっかり見つめて交通安全運動
- 2 自転車交通利用推進運動
- 3 飲酒運転根絶運動
- 4 シートベルト・チャイルドシート着用運動
- 5 夕暮れ時の早めのライト点灯運動
- 6 交差点 はっきり・しっかり安全確認運動
- 7 違法・迷惑駐車 の追放運動

5 実施要領

別記1から別記7までのとおり

(1) 期間を定めて実施するもの

運 動 名	期 間	実施要領
春の全国交通安全運動	4月6日(火)～4月15日(木)	それぞれの運動ごとに別途県が定める運動の実施要綱に準じて実施する。
夏の交通事故防止運動	7月15日(木)～7月24日(土)	
秋の全国交通安全運動	9月21日(火)～9月30日(木)	
年末の交通事故防止運動	12月1日(水)～12月10日(金)	

「令和3年度尼崎市交通安全功労者等表彰式」

と き 令和3年10月15日(金)(予定)

と ころ 尼崎市役所内

内 容 尼崎市交通安全功労者等市長表彰

(2) 日を定めて実施するもの

運 動 名	期 日
自転車安全運転の日キャンペーン	毎月23日

運動重点 1 子ども・高齢者 しっかり見つめて交通安全運動

1 目的

子どもと高齢者自身が、交通ルールの遵守と正しい交通マナーの実践を習慣付けるとともに、運転者には交通弱者を守る思いやりのある運転意識の定着を図り、子どもと高齢者の交通事故を防止する。

高齢者交通安全の日（毎月15日）

毎月15日は「高齢者交通安全の日」として、高齢者の交通安全の日について考え実践する。

2 実施事項

- (1) 参加・体験・実践型の交通安全教育を実施する。
- (2) 乳幼児の保護者や高齢者を対象とした交通安全リーフレットを配布する。
- (3) 子どもと高齢者の交通安全について市民の関心を高める広報啓発を実施する。
- (4) 子どもと高齢者の交通事故事例等について、家庭・地域で話し合うなど交通安全意識の高揚を図る。
- (5) チャイルドシートの正しい使用やヘルメットの着用を促して、乳幼児等の安全確保に努める。また、高齢者に対しては、夕暮れ時や夜間外出時の明るい服装や反射材の活用を呼びかける。
- (6) 子どもや高齢者に対する思いやりのある運転を推進する。

運動重点2 自転車安全利用推進運動

1 目的

本市では、自転車関連事故が多発していることから、自転車関連事故の削減を喫緊の課題と認識し、対策に取り組む。特に、令和元年度は自転車関連事故データの分析結果から重点取組地域を選定し、事故の傾向や地理的特徴に基づく効果的な取組を進める。

自転車安全運転の日キャンペーン（毎月23日）

毎月23日は「自転車安全運転の日キャンペーン」として、警察や関係機関と連携し、自転車の交通安全ルール・マナーの遵守を周知する。

2 実施事項

- (1) 参加・体験・実践型の自転車教室（講習・習熟度テスト・点検・実技）を実施する。
- (2) 自転車安全適正利用指導を実施する。
- (3) 交通安全音声啓発パトロールを実施する。
- (4) 自転車関連事故マップを記載したチラシを配布する。
- (5) 事故が多い交差点に自転車とまれマークを設置する。
- (6) 自転車保険加入の義務化に伴う周知をする。
- (7) ヘルメットの着用を促して児童等の安全確保に努める。
- (8) 自転車が車両であることを周知し、正しく安全な通行方法を周知する。

運動重点3 飲酒運転根絶運動

1 目的

飲酒運転は、重大事故に直結する極めて悪質・危険な犯罪である。その危険性、反社会性を市民一人ひとりが認識することにより「飲酒運転は絶対に許さない」尼崎となるよう努める。

飲酒運転追放「三ない運動」

- ・ 酒を飲んだら車を運転しない
- ・ 運転する時は酒を飲まない
- ・ 運転する人には酒を飲ませない

ハンドルキーパー運動

自転車で複数の者が飲食店などへ行く場合に、帰途の運転をするために酒類を飲まない者（ハンドルキーパー）を事前に決めておく運動

2 実施事項

- (1) 飲酒運転追放「三ない運動」の周知を図る。
- (2) 自転車利用者に対し、酒酔い運転が交通違反となる認識を促す。
- (3) 飲酒運転の悪質・危険性を訴える広報啓発活動を推進する。
- (4) 「捕まらなければ」「少量だから大丈夫」という安易な考えの払拭と飲酒運転が犯罪であることの認識を促す。

運動重点4 シートベルト・チャイルドシート着用運動

1 目的

シートベルトとチャイルドシートの着用は、自動車乗車中の交通事故発生に際して、被害軽減効果が高い。後部座席を含めた全ての座席のシートベルトとチャイルドシートの正しい着用を徹底し、自動車乗車中の交通事故死傷者を減少させる。

シートベルト・チャイルドシート着用啓発強化の日

毎月15日は「シートベルト・チャイルドシート着用啓発強化の日」

として、シートベルト等の着用の徹底、正しい取り付けを訴えるなど、着用啓発を強化する。

2 実施事項

- (1) 交通安全教室や街頭キャンペーン等にて、シートベルトとチャイルドシートの着用の必要性と着用効果に関する正しい理解の増進に努める。
- (2) 乳幼児の保護者向けの交通安全リーフレットを通じてチャイルドシートの正しい着用を周知する。
- (3) 全ての座席のシートベルト着用をよびかける。また、正しい使用方法の周知と乳幼児等の安全確保について、普及、浸透を図る。
- (4) 「面倒だから」「すぐ近くだから」等の安易な考えを払拭し、全席のシートベルト、チャイルドシート使用の習慣付けを推進する。

運動重点5 夕暮れ時の早めのライト点灯運動

1 目的

夕暮れ時（日没前後）は、人や車の動きが活発となるほか、視認性の低下による交通事故の多発が懸念される。車両の早めのライト点灯、歩行者・自転車利用者の明るい服装、反射材用品等の活用を呼びかけ、夕暮れ時の交通事故を防止する。

夕暮れ時の早めのライト点灯運動

自動車等の運転者に対して、夕暮れ時の早めのライト点灯を実践する運動

- ・ 4月から9月：午後5時からの点灯推奨
- ・ 10月から3月：午後4時からの点灯推奨

2 実施事項

- （1）交通安全教室や街頭キャンペーン等にて、夕暮れ時及び夜間はドライバーから発見されにくいことを周知し、外出時の明るい服装の着用、反射材用品等の活用を促す。
- （2）無灯火の自転車利用者を対象に、自転車安全適正利用指導を実施し、ライト点灯を促す。
- （3）運転者には、夕暮れ時の歩行者や自転車が見えにくさや危険性の高さを認識させ、ゆとりを持った運転の励行を促す。
- （4）公用車及び推進機関・団体の使用車両による早めのライト点灯の率先垂範を行う。

運動重点6 交差点 はっきり・しっかり安全確認運動

1 目的

交差点及び交差点付近での交通事故が多発している。交差点の状況に応じて、速度を落とし安全な方法で進行し、交差点及び交差点付近で確実な安全確認を徹底する。また、交差点における正しい横断等を実践し、交差点及び交差点付近での交通事故を防止する。

2 実施事項

- (1) 交通安全教室をはじめ、各種研修、街頭キャンペーンなど、あらゆる機会を通じて交差点での安全確認の徹底を呼び掛ける。
- (2) 自転車安全適正利用指導を実施し、自転車利用者に、信号の遵守、徐行、停止場所での確実な停止と安全確認を徹底させる。
- (3) 各種広報媒体を活用した広報啓発を実施する。

運動重点7 違法・迷惑駐車追放運動

1 目的

違法・迷惑駐車や放置自転車は交通事故や交通渋滞の一因となっているほか、特に高齢者、障害者等の日常生活に悪影響を及ぼしている。広く市民に自動車や自転車の利用に伴う社会的責任の認識を促し、一人一人が秩序ある駐車を行うことにより、安全で快適なまちづくりを推進する。

「みんなで迷惑駐車をなくする日」(毎月1日)

市民の参画と協働により、違法・迷惑駐車の一掃を図る日

2 実施事項

- (1) 「迷惑駐車追放・すみやかに車を移動してください」と記載したカードを希望者に配布する。